

# 農業用ドローンの効果的な利用のため安全指導を行っています

中央普及支援センター

県では、収益性の高い農業経営の実現に向けて、ロボット・A I（人工知能）・I C T（情報通信技術）技術等を活用したスマート農業技術の実証や普及に取り組んでいます。スマート農業技術の中でも特に、農業用（散布用）ドローン（以下、農業用ドローン）は、

①高度な自立制御機能を持ち、比較的容易に操縦ができる

②無人ヘリコプターなどと比較して、構造が簡便・小型で小回りがきく

などの特長を有していることから、作業負荷低減や農作物の品質向上を目的に全県での導入台数は100台を超えるなど、県内でも普及が進んでいます。（導入台数：令和2年度末時点、中央普及支援センター調べ）

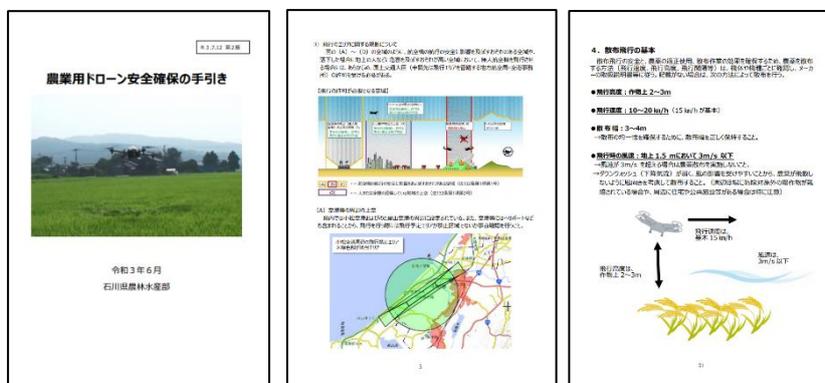
農業用ドローンは、操縦が比較的容易ですが、空中で散布作業を行う際には航空法をはじめとした各種の法令の遵守はもとより、電柱や電線、建築物等との接触に注意し、事故を未然に防止する必要があります。

そこで、中央普及支援センターでは、令和2年度から普及指導員・農業試験場・関係課と連携して農業用ドローンの安全運用に関する検討を重ね、令和3年度に『農業用ドローン安全確保の手引き』を作成し、安全指導を行っています。

手引きでは、関連する法令や規制を網羅的に紹介するとともに、農業現場で実践すべき運用方法について、詳細を紹介しています（以下のURLで公開中）。

また、7月には本手引きに基づいた安全講習会をオンライン形式で開催したところ、40名以上が参加するなど、水稻の防除シーズンを前に利用者の安全意識の高まりを確認することができました。

今後もドローンをはじめとしたスマート農業技術の導入・活用支援を行うことで農業経営の収益向上を図っていきます。



図：作成した手引き (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/oshirase/nouyaku-corner.html>)

問い合わせ先：農林総合研究センター農業試験場

中央普及支援センター（076-257-9150）